

参考資料

- 参考資料 1 第 1 回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録・・・・・・・・・・ 1
- 参考資料 2 職場における受動喫煙防止のためのガイドライン・・・・・・・・・・ 22
- 参考資料 3 県教育委員会から県立学校等への通知
(学校における受動喫煙対策)・・・・・・・・・・ 46
- 参考資料 4 若年層への啓蒙及び改正健康増進法の問題点・・・・・・・・・・ 50
- 参考資料 5 第 4 次兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会に関する要望・・・・・・・・ 53
- 参考資料 6 各種啓発資材
 - ・小学生向け喫煙防止リーフレット
 - ・若年世代向け喫煙防止動画紹介チラシ
 - ・喫煙が健康に及ぼす影響に関するリーフレット
 - ・妊婦及びパートナー向け喫煙防止啓発動画紹介チラシ
 - ・マンション・戸建て住宅向けの受動喫煙防止リーフレット
 - ・20歳未満向け喫煙・受動喫煙防止啓発リーフレット
 - ・条例啓発リーフレット
 - ・食品等事業者向け条例啓発リーフレット
 - ・喫煙環境表示用ステッカー

第 1 回兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会会議録

日時：令和 6 年 3 月 7 日(木)14:00～16:20

場所：兵庫県生田庁舎 3 階 A 会議室

※この議事録について

開会、あいさつ、委員長の指名、委員紹介、別冊資料の説明及び事務局による資料説明については省略するとともに、各委員及び事務局等の発言内容は一部要約しています。

○委員長

令和 3 年度には 6 回のワーキングを含めた検討会が行われ、報告書という形で県知事に提出しております。その報告書を基に現在、兵庫県の受動喫煙防止対策は進んでおりますが、附則に則って今年の 4 月 1 日で、3 年の見直し期間ということですので、この第 4 次委員会の開催となりました。

第 4 次委員会につきましては、今まで行われてきた取組を検証して、今後、県としてどのような受動喫煙防止対策が可能であるのかを検討する機会ということになります。

私も含めまして、委員の皆様方約 10 名が入れ替わった状態となっております。そのようなことですので、今までの議論もありますが、各自のお立場で忌憚のないご意見、それからスムーズな議事進行のご協力をお願いしたいと思います。それでは本日はよろしく願いいたします。

○事務局

資料 1、2 に基づき、事務局より説明

○委員長

それでは、ここまでについて質問等ありますでしょうか。非常に範囲が広いので、まず資料 1 の 1、2、3 の現状の状況についてご質問を受けたいと思います。

1 から 13 ページまでの現状について、兵庫県の受動喫煙防止条例の特徴としては、妊婦と 20 歳未満にかなり配慮したという特徴になっております。

7 ページの 2 のように他府県の受動喫煙防止条例も大差ないのですが、突出して違うのが 1 番の東京都で、従業員がいない施設のみ喫煙を選択できるとしている。こういうくくりをすると、かなりパーセントが落ちるということですね。2 番の大阪府は、客席面積を普通は 100㎡を規準としているところを 30㎡にした。そうすると、またこれもちがいの絞り込みができることになっているのですが、いずれも 2019 年から施行ということなので、これはコロナ以前からの検討ということになっております。

あとはリーフレットの活動状況なんですけれども、いろいろされているのですが、コロナのために学校での喫煙防止教育の実施がだいぶ減ったということでした。

○委員

ご報告ありがとうございます。2 点質問させていただきます。兵庫県条例において罰則規定があります。これは健康増進法においてもあるのですが、この罰則の適用状況がお分かりになれば教えていただけたらありがたいです。適用された実績があるのかどうか。あればその件数、内容等です。

もう 1 点、この条例の検討過程において、私はタッチしていなかったので存じ上げないのですが、兵庫県条例においては、禁煙の飲食店については禁煙マークを表示することが義務づけられております。これは健康増進法にはない規定です。一応、健康増進法の立場としては、およそ建物の中は原則禁煙になるので、何も表示がなければ禁煙であるはずですね。例外的に喫煙可の場所がある場合において表示しなさいというのが、健康増進法の立て付けになっております。そうした中で、あえて原則である禁煙のステッカーを掲示する義務を課したというのは、どういった趣旨に基づくものなのかというのを、もしもご存知の方がいらっしゃったら教えていただきたいと思っております。

○事務局

最初の罰則の過料の状況ですが、実績はございません。健康増進課に相談対応の職員も置いておりますので、まずは相談を受けてから現地を確認したり、施設の方に指導したりすることで理解を得るような形で、取組を進めておりますので、今までのところ罰則を適用したことはありません。

それから、禁煙マークの表示のことですけれども、詳しいことはわからないのですが、禁煙、喫煙区域があり、喫煙可能ということが、まずはお店に入る利用者が見てわかるような形でお店を選んでいただくということで、条例を適用したときにこのステッカーを作ってかなりの数を配布しました。禁煙の表示を義務づけた背景までは存じ上げなくて申し訳ございません。

○委員長

罰則に関してはいきなり罰則ではなく、まず注意して、それでも聞き入れなければ罰則に行くということなのですが、国自体も多分そこまで行っているかどうかわからない状況ではないかと思います。ステッカーに関しましては、兵庫県が国よりだいぶ先にやっていた時期からの話でありまして、6年前の議事録を読まさせていただきますと、他の自治体よりも先んじてやる際には、禁煙というステッカーもあった方がわかりやすいだろうという議論があったと記憶しています。

○委員

先ほどのご質問の関連ですが、個人的に私はたばこを吸わないので煙を吸いたくはない方なのですが、受動喫煙を受ける状況というのは、何も書いていない店に入って、しばらくしたら隣の人が吸い出すということで嫌だなと思うことがほとんどですね。当然、店の表にここは喫煙できる店だということが書いてあれば絶対に入らないので、そこがちょっと不合理に感じるところです。禁煙と書いてあればいいですけども、やはり喫煙可能ということを表示しないと、どうしても受動喫煙の機会が生じてしまいます。そのあたりをしっかりとしないと、根本的に駄目かなと思います。

あと個人的に受動喫煙を受けるタイミングというのは、仕事あるいは私用で他の人の家を訪ねて、その家の方が吸われるときです。当然今は、吸ってもいいかということは一言言われるんですが、客の立場で吸って欲しくないとはなかなか言えないので、いいですよとは言うのですけれども。ですので、例えば、私はたばこが苦手だと思えば意思表示できるような何かをつけるようにすればいいのかなと思ったことはあります。

私は吸われる方の権利はある程度擁護すべきという立場ですが、やはり吸いたくない人が確実に吸わないという環境を整備するのが大事かなと思います。

○委員

先ほどの意見に対してですが、資料には平成30年度から令和5年度にかけてこのステッカーを作成したとありますけども、以前、当店は喫煙できますというステッカーもあったと思います。それを貼っている店もあります。

○委員

私ども飲食店でも組合に加入されているお店とされていないお店がありまして、私は組合に入っているお店に対してはステッカーも配布しておりますし、皆さんきちんと貼っていただいております。それともう1点、先ほど少し喫煙環境表示が減っているという部分ですが、これは、コロナで閉店、廃業されたお店がたくさん出ておりまして、飲食店で新たに入ったテナントさんやお店の方が組合に入っておらず、お店の外観をおしゃれにしているので、禁煙表示などを全く貼っていないということが最近すごく増えています。

ただ、私ども組合に入ってもらうときは、ステッカーも渡して組合のシールと禁煙、喫煙についてきちんと指導しているんですけども、神戸三宮のことを申し上げて申し訳ないんですが、お店の数が多すぎて組合などに全く興味がない皆さんがいらっしゃいます。そういう方に例えば、条例があるよと言ってもそんなもの知らない、もし罰則があるのならいいと言う方もいらっしゃいます。

喫煙可能の表示があれば、それを見たお客様は入ってこないですし、組合員には言っていますが、妊婦さんや子ども連れの方は入れないでくださいと指導しております。条例や法律が施行してもう年数も経っていますし、禁煙は当然で、先ほどの委員がおっしゃるようにもともと健康増進法でも禁煙と決まっていますので、逆に吸える店の表示を少し大きめのものを予算があれば作っていただいで、完全に棲み分けた方がいいのではないかと思います。

今でも、禁煙、喫煙で選んで来ていただいているお客様がたくさんいらっしゃいますし、吸える店でもお子様連れであれば、ここは喫煙店なので利用できませんということは、実際商売を捨ててもみんな頑張ってやっております。ただ、残念ながら新しくお店をされた方や、こういう規制もわからず、組合もわからない方がたくさん新しく事業されておりますので、もう1回そういう啓発をする必要があるのではないかと考えております。

○委員長

時間の関係もありますが、そののところに關しては、同業組合の組合員数が最近減っているというような話もありますし、特に飲食の場合、小規模の店になればなるほど回転が早くて周知徹底が難しいということも、そうかなと思います。

前回くらいに県の方で飲食店を1万店舗近く回ったという実績があります。兵庫県の3万店舗中で1万店舗回るのは膨大な時間ですが、そういう足で回っていただくということもひとつの方向性なのかもしれないです。これに關しては、また次回以降に詰めたと思います。

○委員

先ほどの委員がおっしゃった点の確認になるのですけれども、健康増進法の規制で、2020年の4月1日、つまり健康増進法の施行日以降に、新たに開業された飲食店は、そもそもたばこを吸いながら飲食という形態が許されないんです。ですから、最近始められたところが、たばこを吸いながら飲食をしているというのは、もうそれだけで法律違反になります。そののところは、新たにステッカーを配って掲示するという議論はそもそも発生しないです。そののところは、改めてご確認いただけたらと思います。

○委員長

報告事項の次の部分に移りたいと思います。アンケート調査の方ですね。14ページからのところです。喫煙率自体は、日本も少しずつ減ってきて、欧米に近づきつつあるというところです。

16ページの表の(5)ですけれども、飲食店で受動喫煙を受けたというのは減ってきていますが、職場で受動喫煙を受けたというのが目立つようになってきているというところですね。

それから20ページの下のところですが、これは、歩きたばこや飲食店で受動喫煙にあったパーセントが書いてありますけれども、これ実は前々回の調査で、路上・歩きたばこが61%、飲食店が64%でしたから、そういうことを考えますとどちらも前々回と比べると著明に減っています。前回と比べると減っていないようには見えますがということですね。

21ページの下ですが、規制を知らない人が少し増えてきたというのは問題かなと思います。22ページの下の要望としては、啓発や教育に力を入れて欲しいということです。ここまでご質問何かありますでしょうか。

○委員

先ほどの受動喫煙の有無について、兵庫県では職場が多いということはわかるのですが、家庭が結構少ないですが、家庭というと子どもですね。実は、幼稚園の校医をしまして検診をするのですが、3歳、4歳、5歳くらいになったお子さんになると、家庭で喫煙されている方がいらっしゃると歯茎の色が全然違います。それくらいやはり家庭で吸っていると、子どもに対して影響がすごく出ているという状況です。そういうことを踏まえまして、家庭というのは、子どもは吸いたくないなどと言えないので、四六時中たばこで受動喫煙を受けているという状況です。もう少しこの家庭での受動喫煙というものを啓発していただけたらと思います。

○委員長

貴重なご意見ありがとうございます。学校での啓発の機会が減っていた分と合わせまして、特に大学生とかになりますとなかなか啓発もすんなり聞き入れてもらえないので、できれば小学校の辺りまでにきちんとするというのと、妊婦さんへの啓発を以前からやっていたらいいんですが、改めて強化するというようなイメージかと思えます。

○委員

先ほど委員長がおっしゃった、大学生ともなるとなかなか聞き入れてくれないという点ですけども、確かにそうかなと思います。

県がお作りになったこの10代向けと思われる動画も拝見したのですが、あまり若い人に健康被害がありますよと言ってもピンとこないと思います。ある程度の年齢以上になるとピンとくるけれども。そこでやはり若い人に対しては、例えば今、結婚するならば非喫煙者の方がいいということは、もう男女ともすごく高い割合を占めておりますし、就職の時も喫煙する人はお断りとする会社が増えている。さらに恋人を作るにも喫煙する人はお断りというような統計が出ているわけで

す。

そういう観点から、恋人を作るであるとか、結婚するとか就職をするといった若い人が非常に興味を持つテーマについて、喫煙が非常に不利に働くということを若い人にはアピールすべきなのかなと考えます。

○委員長

資料作成の動きというのが今までどういう経緯で、どこが作成されているのか私も知らないところがありますので、その辺、今後前向きに考えていきたいと思えます。

○委員

資料16ページの兵庫県健康づくり実態調査で、家庭の受動喫煙が書かれています。先ほどもありましたけれど、この家庭というのは、必ずしも家庭の中ではなく、明石市の方で今課題になっているのは、集合住宅においてベランダ伝いのたばこの煙があつて、家庭では一切吸っていないけれども、外からのたばこの煙で受動喫煙してしまうということが課題になっています。この家庭というのは、そういったものが入っているのか、入っているとしたらどのくらいの割合で入っているのか、実態をつかんでおられたら教えていただきたいと思えます。

○事務局

家庭の中での割合まではわかりません。そこまでの調査はできていませんが、ベランダにつきましては、本当に苦情も多くございましたので、管理組合やマンションに貼ってもらえるような専用のチラシを作って啓発をしています。マンションや組合が新たにお作りになるのもひとつですけれども、県の方で作っていますので、そういう共通のチラシを作って啓発にご協力いただいている状況です。

家庭に小さい子どもがいる場合は、家庭での喫煙を禁ずるといふように条例でも取り組んでいますが、なかなかそこまで踏み込んで啓発が十分できてないところもあります。ただ、家の中では吸えないなということによってベランダに出て吸っているという、まさにその状況もあり、なかなかそこに対しての理解、それから啓発が少し不足している部分もあろうかと思えます。

家で吸わないとなると、その共用部分でどのように理解を得ていくかというところ

ろが今後も大きな課題になってきますので、その点についてもまだ課題は多く残っているのではないかと感じているところです。

また、検討委員会の方でも引き続き議論いただき、県の方でも有効な啓発に取り組んでいきたいと思えます。ご意見どうもありがとうございます。

○委員長

先ほどの委員の意見に関係があるのですが、例えばこのアンケートの選択肢として、ベランダなどを設けることは将来可能でしょうか。

○事務局

今後、選択肢として入れ込んでいくことは可能かと思えます。

○委員長

では、そのようにお願いしたいと思います。

○委員

今の質問にかぶせるような形になるんですが、家庭が一番わかりづらいところではあるのですけれども、実はこの職場も一体誰から受動喫煙を受けてしまったのかというあたりが、本来、ハラスメントなども含めて、今後解決していかななくてはならないところではないかなと思えます。

アンケートの時に、可能かどうかわかりませんが、例えば受動喫煙を経験した時に、それは一体誰からだったのかというところがわかれば、ジェンダーハラスメントや、もしくは年長者からというところも含めて、考えていくのかなと思えますので、ご検討いただければと思えます。

○委員長

要望が膨れ上がって申し訳ないです。兵庫県の弁解をしますと、各都道府県もこの様なものやっけていて、兵庫県はものすごく詳しい方です。しかし、今日の貴重なご意見でバージョンアップをお願いしたいと思います。

それでは23ページに移らせていただいでよろしいでしょうか。23ページからは、

これは職場に対して聞き取りみたいなイメージですが、驚いたのが25ページの網掛け部分のパーセントを縦で見ると、右から2つ目の条例遵守施設割合というところが、実は幼・小・中・高校が73%であったり、保育所が40%であったり、医療機関が32%で、その5つほど下の児童福祉、これは第1種施設で敷地内禁煙、原則屋外喫煙所も不可のはずがこんなことになっているということが少し驚きかなと思います。

逆に27ページは、経過措置中とはいえ、飲食の方は網掛け部分、条例遵守施設割合というのは、パーセントで見ると現在93%と比較的良好な数字が出ているということになります。あと、気になったところが30ページの出入口の灰皿設置が意外と多いということです。健康増進法や受動喫煙防止条例では、入口の灰皿を設置する場合は、受動喫煙が生じないようにするという事になっているはずなのに、本当にこんなに多いのかなというのが少し気になっています。街中で店頭の灰皿を見る機会が非常に減っているのに、なぜこんな高い数字が出たのだろうというのが、個人的には少し気になっております。この部分について何かご質問ありますでしょうか。

私の方から、30ページの入口の灰皿設置とは、これは本当に灰皿設置ですかね。なにか実感と合わない感じがします。街中で灰皿がポンと目につくということはすごく減ってきている気がするのですが、何なのでしょう。

例えばコロナ前でしたらこんなものかなと思うんですけども、コロナの最中に急速に入口の灰皿撤去が進んで、まず見ない感じなのですが、ちょっとこの辺は質問の意図が変なふうに解釈されてないですかね。

もし、この場でわからないのでしたらまた次回のときでも。おそらく質問の意図は、店頭にある仕切りもない、クランクもないただの灰皿という意味合いだと思いますので、そういう具体的な説明を書いていた方がよいのではないのでしょうか。異常に高い数字なので、それが気になっているといいますか、実態と合っていないのではないかという気がいたします。

もう1つ、キーワードで職場というのが出ましたが、第1種施設のところの条例遵守率が100%になって欲しいところになっていなくて、非常に低いということが気になっています。

この辺が今後の検討会の方向にもなってくるのではないかと思います。他にご意見、ご質問ありませんでしょうか。

○委員

質問になります。27ページの飲食店の中の横長の表ですけれども、建物内一部喫煙可というのがありますが、この建物内の一部というのは、何か物理的に仕切られた空間になっているということが前提なのか、それともテーブルが5つあるうちの1つだけ喫煙可にして、空気の対流が行われているというものなのか、その辺、アンケートを取るにあたって特定されたかどうかという点を教えていただけますか。

○事務局

アンケートの質問の項目として、条例の特例措置を適用しているかという項目での一部喫煙可能かどうかという選択肢です。経過措置の特例措置を適用ということですので、部屋として区別しているかということ想定して、事務局としては選択肢は設けていますので、そういう意味では、5つのうちのテーブルの1つは喫煙可ということではないという認識です。

○委員

26ページの地域別の条例遵守状況のところですけど、平均を上回っているところがこの地域で、下回っているところはこの地域ということは数字を見ればわかるのですが、これについてどのように考察されているのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。例えば、幼・小・中・高だと、神戸だと100%ですが、30%台のところもありますけれども、このあたりその地域でなぜということがわかれば教えていただければと思います。

○事務局

今回初めて、回答施設がどの地域かということ質問に入れさせていただきました。このような結果になっている要因の詳細な分析については、今のところ単純に集計したところのため、分析が進んでいない状況です。

○委員

受動喫煙の対策はだいぶ前からやっておりますが、やはり喫煙者は一部、ある程度いらっしゃるの、その方たち全員が禁煙ということはなかなか現実的ではな

いです。私が一番問題だと思っているのが、喫煙所が少ないことです。結局、喫煙所がないので路上で吸ってしまって、たまたま横を通った子どもたちや妊婦さんにも望まない受動喫煙の煙が行ってしまっている部分があると思うのです。

東京や大阪はいろいろなところに喫煙所を設けていて、吸う方はそちらで吸ってくださいという感じで、結構棲み分けができています。神戸の三宮エリアでは、路上喫煙禁止エリアで喫煙している方に過料をかける巡視員の方がいらっしゃるが、観光客や海外の方はそのあたり全く分かっていない状態です。私どもの組合員が南京町などの繁華街にいらっしゃるが、あの辺りは完全にエリアごとが禁煙エリアになっておりまして、店内も吸えないためどこで吸えばいいのかというもめ事がたくさん出ています。特に外国の方は、例えば路地などで隠れて吸ってしまっています。私が知っている限り、三宮エリアの喫煙所は3箇所しかなく、元町駅に1箇所、三ノ宮駅の東の端に1箇所、東遊園地に1箇所です。これだけ多くの人がいるところで、3箇所というのはさすがに少なすぎるのではないかと思います。そのため、お昼休憩で皆さんが出てきた瞬間から、道路で吸っている様子が多々見受けられるため、喫煙所が何箇所かあればよいと思います。喫煙者は今結構肩身が狭い思いをしているため、喫煙できるお店を選んで行ったり、道で吸わないようにはしているが、喫煙所が整備できればよいと思っています。

○委員長

ご意見ありがとうございます。その件につきましては、なかなか難しいところがあります。健康づくり審議会の下部組織である受動喫煙防止対策検討委員会で、喫煙所を整備するということが議論になじまない部分がありまして、他の県でもこの議論は別のところであるところもなっているところもあります。委員会の位置づけの中ではこの話をご容赦いただけたらと思いますが、これに関して事務局はいかがでしょうか。

○事務局

公共、公衆喫煙所の整備については要望をいただくこともありますが、県が喫煙する場所を作って増やしていくということは、政策として取り組んでいくには非常に厳しいところがあります。公共というところが公的なところにも関係してきます

ので、検討委員会の中でもご要望、ご意見が出てくるかもしれませんが、県として喫煙所を作っていくという方向に舵を切ることは、今は難しい状況です。

○委員長

その代わりと言いますか、先ほどから話しに出ているステッカーは、かなり浸透してきていますし、喫煙可能店を利用して喫煙される分については、この検討委員会で規制するものでもないと思っています。

○委員

2点お伺いします。1点目が先ほど委員長からもお話がありました第1種施設の条例遵守割合のことですが、例えば病院の監査や立入り検査などを県でしていると思いますが、そういう場での禁煙指導や喫煙環境の遵守状況の見回りなどをされているのか、お伺いします。

もう1点が飲食店のことになります。建物内一部喫煙可と全面喫煙可という項目がありますが、最初一見したとき、喫煙できるのかできないのかよくわからないというのが正直な感想です。これが条例の特例措置に当たるということがどういうことなのか教えていただければと思います。

○事務局

医療機関への立入りは、年に1回健康福祉事務所で実施していますので、指導する機会がありますが、基本的に敷地内禁煙になっているという前提で立入り調査しています。条例ができた当初はテーマとして指導項目にあった年もありましたが、その後はだんだんとできているだろうという前提のもと、調査をしています。そのような状況ですので、このアンケート調査で出た結果を踏まえまして、再度保健所長会を通じて取組を徹底していくことは可能かと考えています。

飲食店の方ですけれども、飲食店は条件を満たした小規模な飲食店については、店内で飲食しながら喫煙が可能もしくは一部喫煙室で可能という扱いが、条例でも法律でも特例措置としてあります。その選択肢のことです。

○委員

なるほど。この文言だけ見たときに、たばこ吸えるというふうになんかちょっと読み取れてしまうんじゃないかと思ったところもございましたので、言葉じりのところで申し訳ないんですけどもお伺いした次第でございました。

○委員長

ちょっと選択肢がわかりづらいところがあるかもしれませんが先ほどの灰皿のところもそうでした。また、その辺検討を事務局の方でお願いしたいと思えます。

それでは時間もございますので4番の協議事項に移らしていただいてよろしいでしょうか。では協議事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局

資料3に基づき、事務局より説明

○委員長

事務局の案といたしましては、兵庫県の受動喫煙防止対策はまだちょっと周知徹底がされていない部分が残っているのですけれども、もう既にいいものがあり、それを今、国よりも先んじてさらに強化するのではなく、国の健康増進法の改正を横目を見て、その後に必要があれば条例を変えていく。その期間までは、啓発普及に努める。そういう理解でよろしいですかね。この方向性について、何かご意見ありますでしょうか。

○委員

方向性は特に異存はございません。ただ、把握しておきたいのは、国の方の動向が、令和6年度の途中ぐらいから見直し検討がスタートするようではございますけれども、この国の方の動向はどんなスケジュール感で始まるのかということ、もしおわかりでしたら教えていただけたらと思います。

○事務局

こちらとしてもまだ把握しきれていない状況です。

○委員

条例は3年ごとの見直しで、今回は、令和7年、8年まで検討するというご提案ですけれども、それについては、国の動きも踏まえてという考え方は理解できます。ただ確認ですが、その後の見直しはどのようなふうな考え方になるのでしょうか。次は2年になるのか、3年になるのか、その辺りについて考えておられることがあったら教えてください。

○事務局

検討時期を変えらるとなると条例の改正も必要になってきます。詳しくは今後検討させていただきます。

○委員

この資料を事前に読ませてもらって、私の理解不足なのですが、条例の見直しを伴わない内容について検討する場合というところですが、これは条例の中に含まれていないような内容を検討する場合という意味を指しているんですか。

○事務局

条例を改正せずに、今の条例の中でもまだ取り組みを強化できる部分についてご提言いただきたいということです。条例のさらなる上乘せ部分を決めなくても、まだ徹底していない取り組みがあるのではないかとということです。

○委員

規制の上乘せ部分をさらに規制することではなく、まだ徹底されていない部分をどうするか検討するという意味ですね。さらに条例の見直しまでするというのではないのですか。ということは、その規制の上乘せ部分はもう下げることは絶対ないということですね。

○事務局

はい。

○委員

わかりました。資料（１）のところの理由はよくわかったのですが、今、兵庫県の条例は国の法律よりも先に進んでいるということが特徴として挙げられていると思いますが、今後国の法改正の見直しははっきりわかったときに、例えば、今の県条例の上乗せ部分と法改正後の規制の差が縮んだ場合、さらに県の規制がその上を行くということが前提になって議論されるという意味ですか。

○事務局

その前提ではありません。法律の規制との差が縮んだからといって、県の規制をさらに上乗せしていくことが決定づけられているものではありません。

○委員

そうしたら、法律が今度改正されて、今の県の条例に近づいたとしても、さらに県条例がその上に行くことがありきではなく、法律の規制と一緒に行きましよう、場合によってはまだ徹底されていない部分があるため、これをさらに徹底させるためにどうするか議論をしてはどうかという、こういう理解でよろしいですか。

○事務局

はい。

○委員

よくわかりました。

○委員長

そこに関しましては、検討委員会の方向性と関わってくる部分かと思うのですが、これも、これは私個人の考えですが、国の法律からさらにそれを締め付けようという方向性ではなくて、結果としてちょっと厳しいところが出るかもしれませんが、

それよりは、さきほど兵庫県の地域で全然遵守状況が違いますというようなデータもありましたけれど、兵庫県にあった特性、特色のあるものが出たら、それでいいのではないかと考えております。そういう点でいろいろな立場の委員の皆様がいらっしゃるので、進めていけたらと考えております。

この協議事項につきましては、一旦、国がもう近々法改正するだろうということがわかっておりますので、それまでは、兵庫県はむしろ今までのところの周知徹底などの議論をしていって、そのうち国の方針が固まってきたら、兵庫県の特色が生かされるようなスタイルを探っていくというような方向性でよろしいでしょうか。何か異論ございませんでしょうか。ではそのようにさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

では、最後になりますが、意見交換であります。時間がだいぶ迫ってきていますけれども、ここはぜひ第1回目ですから、委員の皆様一言ずつ、最後をお願いしたいと思います。では、席順でお願いできますか。

○委員

先ほどいろいろ発言の機会をいただきまして本当にありがとうございました。

他の委員がおっしゃった中で、健康増進法の規定により、ステッカーを貼る、貼らないという以前の問題ではないかというご意見。ごもっともですが、一般のお客様はほとんど知らないですよ。私やこういう関係をされている皆さんは知っているとありますが、委員がおっしゃるように、法律では当然全部禁煙でしょうということですが、結局は禁煙という表示がなければ、店内で吸ってしまうんですよ。今はお客様の意識はこんな感じです。禁煙なので吸わない人はその店に行きます、吸う人は禁煙店を避けて店を選んでいるというのが現状で、ステッカーを貼っていないお店への周知徹底もしないといけませんが、どうしても現状はまだ健康増進法で決まっていることがお客様に周知されていないように感じています。

私どもも組合員の皆様には、再度ステッカーの確認と、入店規制、吸えるお店なら妊婦さん、20歳未満の子どもは絶対入れないでくださいというお願いをしていく感じで、受動喫煙を減らしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○委員

受動喫煙は本当に望まない喫煙をしたくないというところが一番の肝でございます。特に、自分で言えない小さいお子さんや周りを気にして言えないというお母様方もいらっしゃると思いますので、罰則を厳しくするというのもありますが、ぜひ受動喫煙の防止を正しく推進しているというお店を、例えば兵庫県だと、兵庫県子育て応援協定や、子育て応援パスポートというものもありますので、そういったところに例えば推奨店というような形で載せていくというような、褒めるという部分もありかなと思いますので、またそういったことが話し合えればいいかなと思っております。どうもありがとうございました。

○委員

受動喫煙の防止は非常に大事なことだと思いますので、この考え方や理念というものを周知徹底させることが一番大事かなと思います。条例を制定するときには、たばこを吸う方、あるいはたばこは嫌だという方、あるいはご商売されている方、あるいは行政の立場とか、いろいろな立場があると思いますので、皆さんそれぞれの立場のメリット・デメリットも勘案した上で、一番適正な条例づくりというのが大切かなと思います。ただ法律で決められたら、これはもう絶対守らないといけません、条例は法律に上乗せすることが目的ではなくて、それぞれの立場でメリット・デメリットを勘案して、受動喫煙を防止していきましょと、そういう取組を推進するような形の条例づくりというのが、この中でお話できたらなと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○委員

お疲れ様でした。事前に委員の名簿を見せてもらって、やはりそれぞれ立場が違って意見の相違も多分あるだろうなと思っていました。こういう議論は、自分がどう思うかということをもまず言わないといけないので、それは言ったのですけども。ただ私は棲み分けというかですね、やはりいろいろな立場で、生計を立てていらっしゃる方もいるので、それをうまく棲み分けできる方法を探って、受動喫煙を限りなく減らすという方向でできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○委員

本日は皆さんありがとうございました。今、委員がおっしゃった棲み分けによる受動喫煙の防止という点については、私も大きく首肯するところであります。こうした権利と権利がぶつかるところをどう調整するのかというところが、我々法律家が日々やっている仕事の内容であります。そうしたときに喫煙する権利論というのが必ず出てくるのですけれども、ここで注意すべきなのは、受動喫煙に受忍義務はないということです。受動喫煙を受ける側が何かを受忍しなければいけないという議論は発生しえないです。これは例えばセクハラをする権利を認めると、セクハラには受忍義務があるんだと言っているのと一緒の、非常に荒唐無稽な話になりますので、どこかで権利調整をしなくてはいけなくなったというときに、受動喫煙を受ける側に何かを我慢させるというのは、やはり議論の前提にはならないというところは、共通理解として持ちたいなと思っております。以上です。

○委員

我々社交業は、居酒屋、クラブ、バー、スナックで、お客さんは8割から9割は喫煙者です。お客さんにこの受動喫煙の問題を話しても、たばこは合法で税金も納めているのに、なぜそこまで隅に追いやられないといけないのかという意見です。

新幹線ののぞみ号の喫煙車両がなくなるという話もあります。喫煙者は四苦八苦して、ひかりに乗り換えて、のぞみの通過待ちの駅の喫煙所で吸うということを考えています。

私が喫煙者の味方をするのはちょっとおかしいですが、今は私は禁煙者ですが、この検討委員会ではとにかくお互いに上手にしていけないと前に進まないと思いません。これでいいという結論はないと思えます。以上です。

○委員

この検討委員会は、受動喫煙と禁煙がごちゃごちゃにされている委員会と私は伺っていましたので、今日は覚悟してきたんですが、いろいろなご意見を聞いて、煙を吸って被害を受けることは本当に駄目なことですね。受動喫煙をどう減らしていくかというのがテーマだと思いますので、私はお店でたばこを吸わせてほしいという意見を持っているわけではないので、その辺もご理解いただきながら、吸う人の

権利も、嫌な煙を吸いたくない人の話もちゃんと理解できるように、皆にも伝えていきたいと思います。ありがとうございました。

○委員

一般の住民の感情としては、以前は公園に行くときすごいたばこの吸い殻が多かったのですが、最近は少し減りました。反対に、先ほど話があったように道に吸い殻が捨ててあることがとても多いですね。子どもは小さいので下の方を歩くのですが、「これはなあに」と言って触ったりするんですね。「それは触ってはダメなものなの」と言うのですが、なかなかわからないんです。小学生くらいになると禁煙教育も受けてたばこの害などもわかるのですが、それ以下の子どもたちは背は低いし、周りにたばこを吸っている人がいないと見たことのないものが道に落ちているのを見て、触りに行ってしまふ。一番よくないパターンだと思うのです。ですから、先ほど話があったように路上喫煙がこれからも大きなテーマになるのではないかなと思います。ほかでは、お店は選んで入ることができますし、学校でも家でもたばこに出会わないで済むのですが、路上というのは大事なかなと思います。

もう一つは、赤ちゃん連れの若いご夫妻が、スーパーで店員さんをお願いしてたばこを買っている人が結構います。子どもの顔を見てなんだか切なくなってしまいます。私は一般市民なので言えないですけど、昔に禁煙教育をしていたときに「たばこをやめないですか？そろそろやめてもいいですよ」とたった一言言うだけで、6か月後に会おうとやめている人が何人かいらっしゃいました。ですので、たばこを売るときに、「禁煙しませんか」と書いたパンフレットや小さい紙でも渡してあげたら、このお父さんお母さんもやめるのではないかと。何人かでもやめたら、それはそれで子どもや奥様の幸せにつながるのではないかなと思います。以上です。

○委員

今日はいろいろありがとうございました。飲食店で喫煙が可能かどうかということとは、限りなく難しい問題だと思います。

受動喫煙の有無で、家庭でたばこを吸う方は、女性の方が男性より2倍多いという実態もあります。そういうことも踏まえまして、いくら規制しても隠れて、あるいは家庭内で吸うという状況は生じてくると思いますので、是非とも喫煙が健康に

及ぼす影響に関して、より一層普及していただくようお願いしたいと思います。

○委員

今日はどうもありがとうございました。その時詳しく聞けなかったのですが、地域別の喫煙環境の条例遵守の状況の中で、私が所属している地域が大変低いということで、自治体としてやはり取り組めることをしっかり取り組んでいかなければならないと思いますし、それぞれの自治体がそれを認識しないといけないと思います。せっかくこうしてアンケートを取っていただいていますので、分析した結果を各自治体に共有していただいて、自治体として率先してやるべきことをしっかり取り組んでいかなければならないと思いました。特に、幼・小・中・高校で、神戸地域は100%なのに、東播磨地域が34%という大きな差があるのは、一体どういう状況でこういうことになっているのか教えていただけたらと思っています。

また、市としては今は集合住宅における受動喫煙について、議会でも質問が出ていたりするなど、喫緊の課題になっております。先ほどご紹介いただいた、県で作っていただいているマンションの住民向けの受動喫煙防止のポスターなども活用させていただいているところですが、このようなことをこれからどういうふうに周知徹底して、受動喫煙を防止していくかということは、各自治体の大きな課題となっていますので、そういったことも今後是非議論していただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員

本日は皆様ありがとうございました。日本の改正健康増進法は、どうしても世界と比べますとまだまだ抜け穴があるというふうに言われてはいるんですが、その中でも兵庫県の条例は、法律と比べて上乘せがあったり、先進的な取組がたくさんされてるのではないかと考えております。そういった中で遵守状況の低さなど、まだまだ改善できる余地もあるのではないかと考えていますので、皆様とお話をしていく中で、そういう遵守の向上や、そのために何が必要か、条例を充実することも含めて、議論していけたらと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長

委員の皆様ご意見ありがとうございました。本日は協議事項も含めいろいろありましたけれども、事務局には次回開催に向けて今後の検討内容についてまとめていただきたいと思います。

それでは最後に何か委員の皆様からよろしいですか。他にないようであれば本日予定しておりました議事は以上で終了させていただきます。それでは進行を事務局にお返しいたします。

○事務局

委員長ありがとうございました。

それではこれもちまして、第1回受動喫煙防止対策検討委員会を終了させていただきます。次回の検討委員会は、スケジュールにもありましたように令和6年度の上半期を目途に開催する予定としております。また、時期が近づきましたら日程調整等のご案内を差し上げたいと思います。

次回開催までにご意見等がございましたら、何なりと事務局宛にご連絡いただければと思います。

本日はどうもありがとうございました。

オンライン参加の方はご退出ください。ありがとうございました。

基 発 0701 第 1 号
令和元年 7 月 1 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2等により対策を進めているところであるが、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が昨年7月25日に公布され、本年1月24日より順次施行されているところである。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）及び労働安全衛生法第68条の2と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を別添のとおり策定したところである。

都道府県労働局長におかれては、本ガイドラインの周知徹底を図るとともに、関係事業場への適切な指導に遺漏なきを期されたい。

なお、別添2により、関係団体に対して要請していることを申し添える。

おって、本通達をもって、平成27年5月15日付け基安発0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」は廃止する。

職場における受動喫煙防止のためのガイドライン

1 趣旨等

職場における受動喫煙防止については、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 68 条の 2 により対策を進めているところであるが、これに関連し、昨年 7 月、健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号。以下「改正法」という。）が成立・公布されたところである。

改正法は、国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に、当該多数の者の望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課すものである。一方、安衛法は、職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者に、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すものである。

本ガイドラインは、改正法が本年 1 月 24 日より順次施行されていることに伴い、改正法による改正後の健康増進法（平成 14 年法律第 103 号。以下「健康増進法」という。）で義務付けられる事項及び安衛法第 68 条の 2 により事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的とするものである。

なお、事業者と管理権原者が異なる場合、当該事業者は、本ガイドラインに基づく対応に当たり、健康増進法の規定が遵守されるよう、管理権原者と連携を図る必要がある。

2 用語の定義

本ガイドラインで使用する用語の定義は、次に掲げるとおりであること。

(1) 施設の「屋外」と「屋内」

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部を指し、これに該当しないものは「屋外」となること。

(2) 第一種施設

「第一種施設」とは、多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として健康増進法施行令（平成 14 年政令第 361 号）第 3 条及び健康増進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 86 号）第 12 条から第 14 条までに規定するもの並びに国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）をいうこと。

(3) 第二種施設

「第二種施設」とは、多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設（一般の事務所や工場、飲食店等も含まれる。）をいうこと。

(4) 喫煙目的施設

「喫煙目的施設」とは、多数の者が利用する施設のうち、その施設を利用する者に対して、喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設であって、次に掲げるものをいうこと。

ア 公衆喫煙所

施設の屋内の場所の全部を、専ら喫煙をする場所とするもの。

イ 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

たばこの対面販売（出張販売を含む。）をしており、施設の屋内の場所において喫煙する場所を提供することを主たる目的とし、併せて設備を設けて客に飲食をさせる営業（「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く。）を行う事業場。

ウ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

たばこ又は専ら喫煙の用に供するための器具の販売（たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る。）をし、施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする事業場（設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものを除く。）。

(5) 既存特定飲食提供施設

「既存特定飲食提供施設」とは、次に掲げる要件を全て満たすものをいうこと。

ア 令和2年4月1日時点で、営業している飲食店であること。

イ 個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営しているものであること（一の大規模会社が発行済株式の総数の2分の1以上を有する場合などを除く。）。

ウ 客席面積が100平方メートル以下であること。

(6) 特定屋外喫煙場所

「特定屋外喫煙場所」とは、第一種施設の屋外の場所の一部のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、受動喫煙を防止するために健康増進法施行規則で定める必要な措置がとられた場所をいうこと。

(7) 喫煙専用室

「喫煙専用室」とは、第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）へのたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を、専ら喫煙をすることができる場所として定めたものをいうこと。

専ら喫煙をする用途で使用されるものであることから、喫煙専用室内で飲食等を行うことは認められないこと。

(8) 指定たばこ専用喫煙室

「指定たばこ専用喫煙室」とは、第二種施設等の屋内又は内部の場所の一部の場所であって、構造及び設備がその室外の場所（第二種施設等の屋

内又は内部の場所に限る。)への指定たばこ(加熱式たばこをいう。)の煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を、指定たばこのみ喫煙をすることができる場所として定めたものをいうこと。

指定たばこ専用喫煙室内では、飲食等を行うことが認められていること。

3 組織的対策

(1) 事業者・労働者の役割

職場における受動喫煙防止対策を効果的に進めていくためには、企業において、組織的に実施することが重要であり、事業者は衛生委員会、安全衛生委員会等(以下「衛生委員会等」という。)の場を通じて、労働者の受動喫煙防止対策についての意識・意見を十分に把握し、事業場の実情を把握した上で、各々の事業場における適切な措置を決定すること。

職場の受動喫煙防止対策の推進のためには、当該事業場に従事する労働者の意識、行動等の在り方が特に重要であるため、労働者は事業者が決定した措置や基本方針を理解しつつ、衛生委員会等の代表者を通じる等により、必要な対策について積極的に意見を述べることを望ましいこと。

(2) 受動喫煙防止対策の組織的な進め方

職場における受動喫煙防止対策の実施に当たり、事業者は、事業場の実情に応じ、次のような取組を組織的に進めることが必要であること。

ア 推進計画の策定

事業者は、事業場の実情を把握した上で、受動喫煙防止対策を推進するための計画(中長期的なものを含む。以下「推進計画」という。)を策定すること。この場合、安全衛生に係る計画、衛生教育の実施計画、健康保持増進を図るため必要な措置の実施計画等に、職場の受動喫煙防止対策に係る項目を盛り込む方法もあること。

推進計画には、例えば、受動喫煙防止対策に関し将来達成する目標と達成時期、当該目標達成のために講じる措置や活動等があること。

なお、推進計画の策定の際は、事業者が参画し、労働者の積極的な協力を得て、衛生委員会等で十分に検討すること。

イ 担当部署の指定

事業者は、企業全体又は事業場の規模等に応じ、受動喫煙防止対策の担当部署やその担当者を指定し、受動喫煙防止対策に係る相談対応等を実施させるとともに、各事業場における受動喫煙防止対策の状況について定期的に把握、分析、評価等を行い、問題がある職場について改善のための指導を行わせるなど、受動喫煙防止対策全般についての事務を所掌させること。

また、評価結果等については、経営幹部や衛生委員会等に適宜報告し、事業者及び事業場の実情に応じた適切な措置の決定に資するようす

ること。

ウ 労働者の健康管理等

事業者は、事業場における受動喫煙防止対策の状況を衛生委員会等における調査審議事項とすること。また、産業医の職場巡視に当たり、受動喫煙防止対策の実施状況に留意すること。

エ 標識の設置・維持管理

事業者は、施設内に喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室など喫煙することができる場所を定めようとするときは、当該場所の出入口及び施設の主たる出入口の見やすい箇所に必要な事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、ピクトグラムを用いた標識例については、「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について」（平成31年健発0222第1号）の別添3や「なくそう！望まない受動喫煙」ホームページを参照すること。

オ 意識の高揚及び情報の収集・提供

事業者は、労働者に対して、受動喫煙による健康への影響、受動喫煙の防止のために講じた措置の内容、健康増進法の趣旨等に関する教育や相談対応を行うことで、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ること。さらに、各事業場における受動喫煙防止対策の担当部署等は、他の事業場の対策の事例、受動喫煙による健康への影響等に関する調査研究等の情報を収集し、これらの情報を衛生委員会等に適宜提供すること。

カ 労働者の募集及び求人の申込み時の受動喫煙防止対策の明示

事業者は、労働者の募集及び求人の申込みに当たっては、就業の場所における受動喫煙を防止するための措置に関する事項を明示すること。明示する内容としては、例えば以下のような事項が考えられること。

- ・施設の敷地内又は屋内を全面禁煙としていること。
- ・施設の敷地内又は屋内を原則禁煙とし、特定屋外喫煙場所や喫煙専用室等を設けていること。
- ・施設の屋内で喫煙が可能であること。

(3) 妊婦等への特別な配慮

事業者は、妊娠している労働者や呼吸器・循環器等に疾患を持つ労働者、がん等の疾病を治療しながら就業する労働者、化学物質に過敏な労働者など、受動喫煙による健康への影響を一層受けやすい懸念がある者に対して、下記4及び5に掲げる事項の実施に当たり、これらの者への受動喫煙を防止するため、特に配慮を行うこと。

4 喫煙可能な場所における作業に関する措置

(1) 20歳未満の者の立入禁止

事業者は、健康増進法において、喫煙専用室などの喫煙可能な場所に20歳未満の者を立ち入らせることが禁止されていることから、20歳未満の労働者

働者を喫煙専用室等に案内してはならないことはもちろん、20歳未満の労働者を喫煙専用室等に立ち入らせて業務を行わせないようにすること（喫煙専用室等の清掃作業も含まれる。）。

また、20歳未満と思われる者が喫煙専用室等に立ち入ろうとしている場合にあつては、施設の管理権原者等に声掛けをすることや年齢確認を行うことで20歳未満の者を喫煙専用室等に立ち入らせないようにさせること。

(2) 20歳未満の者への受動喫煙防止措置

事業者は、健康増進法において適用除外の場所となっている宿泊施設の客室（個室に限る。）や職員寮の個室、特別養護老人ホーム・有料老人ホームなどの入居施設の個室、業務車両内等についても、望まない受動喫煙を防止するため、20歳未満の者が喫煙可能な場所に立ち入らないよう措置を講じること。

(3) 20歳以上の労働者に対する配慮

事業者は、20歳以上の労働者についても、望まない受動喫煙を防止する趣旨から、事業場の実情に応じ、次に掲げる事項について配慮すること。

ア 勤務シフト、勤務フロア、動線等の工夫

望まない受動喫煙を防止するため、勤務シフトや業務分担を工夫すること。また、受動喫煙を望まない労働者が喫煙区域に立ち入る必要のないよう、禁煙フロアと喫煙フロアを分けることや喫煙区域を通らないような動線の工夫等について配慮すること。

イ 喫煙専用室等の清掃における配慮

喫煙専用室等の清掃作業は、室内に喫煙者がいない状態で、換気により室内のたばこの煙を排出した後に行うこと。やむを得ず室内のたばこの煙の濃度が高い状態で清掃作業を行わなければならない場合には、呼吸用保護具の着用等により、有害物質の吸入を防ぐ対策をとること。また、吸い殻の回収作業等の際には、灰等が飛散しないよう注意して清掃を行うこと。

ウ 業務車両内での喫煙時の配慮

営業や配達等の業務で使用する車両内などであっても、健康増進法において喫煙者に配慮義務が課せられていることを踏まえ、喫煙者に対し、望まない受動喫煙を防止するため、同乗者の意向に配慮するよう周知すること。

5 各種施設における受動喫煙防止対策

(1) 第一種施設

事業者は、第一種施設が健康増進法により「原則敷地内禁煙」とされていることから、第一種施設内では、受動喫煙を防止するために必要な別紙1の技術的基準を満たす特定屋外喫煙場所を除き、労働者に敷地内で喫煙させないこと。また、技術的基準を満たすための効果的手法等の例には、

別紙2に示すものがあること。

(2) 第二種施設

ア 事業者は、第二種施設が健康増進法により「原則屋内禁煙」とされていることから、第二種施設内では、次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を除き、労働者に施設の屋内で喫煙させないこと。

(ア) 喫煙専用室

喫煙専用室は、別紙1のたばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たすものでなければならないこと。また、技術的基準を満たすための効果的手法等の例には、別紙2に示すものがあること。

(イ) 指定たばこ専用喫煙室

指定たばこ専用喫煙室は、別紙1の指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準を満たすものでなければならないこと。また、技術的基準を満たすための効果的手法等の例には、別紙2に示すものがあること。

イ 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、指定たばこ専用喫煙室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、指定たばこ専用喫煙室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。

ウ 事業者は、受動喫煙を望まない者が指定たばこ専用喫煙室において業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。

エ 施設の屋内を全面禁煙とし、屋外喫煙所（閉鎖系に限る。）を設ける場合にあっては、これらに要する経費の一部については助成を受けることができること。

(3) 喫煙目的施設

ア 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙目的室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙目的室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。

イ 事業者は、受動喫煙を望まない者が、喫煙目的室であって飲食等可能な室内において、業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。

(4) 既存特定飲食提供施設

ア 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、喫煙可能室を設ける施設の営業について広告又は宣伝をするときは、喫煙可能室の設置施設であることを明らかにしなければならないこと。

イ 事業者は、受動喫煙を望まない者が喫煙可能室において業務や飲食を避けることができるよう配慮すること。また、業務上であるか否かにかかわらず、受動喫煙を望まない者を喫煙可能室に同行させることのないよう、労働者に周知すること。

ウ 事業者は、望まない受動喫煙を防止するため、既存特定飲食提供施設の飲食ができる場所を全面禁煙として喫煙専用室又は屋外喫煙所を設置

する場合には、別紙1の技術的基準を満たす喫煙専用室を設ける、又は、屋外喫煙所を設けることが望ましいこと。この場合、これらの措置（屋外喫煙所にあつては閉鎖系に限る。）に要する経費の一部について助成を受けられることができること。

エ 健康増進法により次に掲げる事項が求められていることから、事業者はそれらの事項が実施されているか管理権原者に確認すること。

(ア) 既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証する書類を備えること。

(イ) 喫煙可能室設置施設の届出を保健所に行くこと。

6 受動喫煙防止対策に対する支援

事業者は、5の(2)及び(4)の助成対象となる措置に要する費用の一部への助成など、職場の受動喫煙防止対策に取り組む事業者への支援制度を活用しようとするときは、次に掲げる各制度の問合せ先へ相談することができること。

(1) 助成金に関する事項

事業場の所在地を所管する都道府県労働局労働基準部健康主務課

(2) 受動喫煙防止対策の技術的な相談

厚生労働省ホームページで最新の問合せ先を確認すること。

厚生労働省ホームページ：

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/anzen/kitsuen/index.html)

(3) たばこの煙の濃度等の測定機器の無料貸出し

厚生労働省ホームページ（同上）で最新の問合せ先を確認すること。

健康増進法における技術的基準等の概要

1 第一種施設

第一種施設において、喫煙をすることができる場所である特定屋外喫煙場所を設置する場合は、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

(1) 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等による区画が考えられること。

(2) 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

(3) 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常、当該施設の利用者(労働者を含む。)が立ち入ることのない場所をいうこと。

2 第二種施設

事業者は、第二種施設内に喫煙専用室又は指定たばこ専用喫煙室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

なお、屋外喫煙所の設置に当たっては、別紙2を参考とすること。

(1) 喫煙専用室

ア 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。

(ア) 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。

(イ) たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。

(ウ) たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。

イ 喫煙専用室の出入口及び当該喫煙専用室を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に次に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、喫煙専用室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

(ア) 喫煙専用室標識

- ・当該場所が専ら喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

(イ) 喫煙専用室設置施設等標識

- ・喫煙専用室が設置されている旨

ウ 喫煙専用室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。

(2) 指定たばこ専用喫煙室

- ア 指定たばこ（加熱式たばこ）のみ喫煙可能であること。
- イ たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（2の(1)のア）に適合すること。
- ウ 施設の屋内又は内部の場所が複数階に分かれている場合であって、指定たばこのみの喫煙をすることができる場所が当該施設等の1又は2以上の階の全部の場所である場合における指定たばこの煙の流出を防止するための技術的基準は、イの要件に代えて、指定たばこの煙が、喫煙をすることができる階から喫煙をしてはならない階に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。また、喫煙してはならない階へのたばこの煙の流出を防止するための適切な措置が講じられていること。
- エ 指定たばこ専用喫煙室の出入口及び当該指定たばこ専用喫煙室を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に次に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。
- なお、指定たばこ専用喫煙室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。
- (ア) 指定たばこ専用喫煙室標識
- ・当該場所が喫煙（指定たばこのみの喫煙をいう。）をすることができる場所である旨
 - ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨
- (イ) 指定たばこ専用喫煙室設置施設等標識
- ・指定たばこ専用喫煙室が設置されている旨
- オ 指定たばこ専用喫煙室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。
- カ 当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等の営業について広告又は宣伝をするときは、当該指定たばこ専用喫煙室設置施設等が指定たばこ専用喫煙室設置施設等である旨を明らかにしなければならないこと。この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示すること。

3 喫煙目的施設

事業者は、喫煙目的施設内に喫煙目的室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

(1) 喫煙目的施設の要件

本文の2の用語の定義に合致すること。

(2) 喫煙目的室の要件

ア たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（2の(1)のア）に適合すること。

イ 喫煙目的室の出入口及び当該喫煙目的室を設置する喫煙目的施設の主たる出入口の見やすい箇所に下記に掲げる必要事項を記載した標識を掲

示しなければならないこと。

なお、喫煙目的室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

(ア) 喫煙目的室標識

- ・当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

(イ) 喫煙目的室設置施設標識

- ・喫煙目的室が設置されている旨

ウ 事業者は、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等及び店内で喫煙可能なたばこ販売店にあつては、管理権原者が喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しているか確認すること。

エ 喫煙目的室へ20歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。

オ 当該喫煙目的室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙目的室設置施設が喫煙目的室設置施設である旨を明らかにしなければならないこと。

なお、この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示すること。

4 既存特定飲食提供施設

事業者は、既存特定飲食提供施設内に喫煙可能室を設置しようとする場合は、次に掲げる事項を満たすこと。

(1) 既存特定飲食提供施設の要件

本文の2の用語の定義に合致すること。

(2) 喫煙可能室

ア たばこの煙の流出を防止するための技術的基準(2の(1)のア)に適合すること。ただし、既存特定飲食提供施設の全部の場所を喫煙可能室とする場合における技術的基準は、これに代えて、喫煙可能室以外の場所にたばこの煙が流出しないよう、喫煙可能室が壁、天井等によって当該喫煙可能室以外の場所と区画されていること。

イ 喫煙可能室の出入口及び当該喫煙可能室を設置する既存特定飲食提供施設の主たる出入口の見やすい箇所に下記に掲げる必要事項を記載した標識を掲示しなければならないこと。

なお、喫煙可能室を撤去するときは、当該標識を除去しなければならないこと。

(ア) 喫煙可能室標識

- ・当該場所が喫煙をすることができる場所である旨
- ・当該場所への20歳未満の者の立入りが禁止されている旨

(イ) 喫煙可能室設置施設標識

- ・喫煙可能室が設置されている旨

- ウ 喫煙可能室へ 20 歳未満の者を立ち入らせてはならないこと。
- エ 喫煙可能室設置施設が下記に掲げる既存特定飲食提供施設の要件に該当することを証明する書類を備え保存しなければならないこと。
- (ア) 喫煙可能室設置施設の客席部分の床面積に係る資料
- ・「客席」とは、飲食をさせるために客に利用させる場所をいい、店舗全体のうち、客席から明確に区分できる厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース等を除いた部分を指すものであること。
 - ・「床面積に係る資料」とは、店舗図面等をいうものであること。
- (イ) 資本金の額又は出資の総額に係る資料（喫煙可能室設置施設が会社により営まれるものである場合に限る。）
- ・「資本金の額又は出資の総額に係る資料」とは、資本金の額や出資の総額が記載された登記、貸借対照表、決算書、企業パンフレット等をいうものであること。
- オ 当該喫煙可能室設置施設の営業について広告又は宣伝をするときは、当該喫煙可能室設置施設が喫煙可能室設置施設である旨を明らかにしなければならないこと。この広告又は宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合において明瞭かつ正確に表示すること。
- カ 喫煙可能室設置の届出
- 事業者は、喫煙可能室を設置した喫煙可能室設置施設の管理権原者が、喫煙可能室設置施設が所在する施設等の類型に応じ、次のとおり届出を行っているか確認すること。
- (ア) 旅客運送事業鉄道等車両等以外に所在するものは、健康増進法施行規則等の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 17 号。以下「改正省令」という。）附則様式第 1 号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の所在地の都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）に届け出ること。
- ・喫煙可能室設置施設の名称及び所在地
 - ・喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあっては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (イ) 旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものは、改正省令附則様式第 1 号により、次に掲げる事項を喫煙可能室設置施設の管理者の住所地（法人にあっては、主たる事務所の所在地）の都道府県知事に届け出ること。
- ・喫煙可能室設置施設の名称及び当該喫煙可能室設置施設が所在する旅客運送事業鉄道等車両等の車両番号その他これに類する当該旅客運送事業鉄道等車両等を識別するための文字、番号、記

号その他の符号

- 喫煙可能室設置施設の管理権原者の氏名及び住所（法人にあつては、喫煙可能室設置施設の管理権原者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）

技術的基準を満たすための効果的な手法等の例

1 喫煙専用室

喫煙専用室については、喫煙専用室内のたばこの煙を効果的に屋外へ排出するため、また、出入口から非喫煙区域にたばこの煙が流出することを防ぐため、その設置場所及び施設構造を考慮する必要があること。

(1) 喫煙専用室の設置場所

就業する場所や人の往来が多い区域から適当な距離をとることが効果的であること。

また、中央管理方式の空気調和設備（エアコンディショナー）を採用している建物にあっては、当該設備の吸気口がある区域に喫煙専用室を設置すると、当該設備を通じて建物全体にたばこの煙が拡散する可能性が高いため、これを避けること。

(2) 喫煙専用室の施設構造

ア 壁の素材

喫煙によりタバコのヤニ等が壁に付着するため、清掃が容易な素材とすると喫煙専用室の維持管理がしやすいこと。

また、屋内側に面した壁に窓等を設置し、喫煙専用室内部の状況が見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があると考えられること。

イ 喫煙専用室内の備品類

備品を設置する場合は必要最低限とし、出入口から喫煙専用室内への気流を妨げないような構造や配置とすることが効果的であること。なお、専ら喫煙の用途で使用するものから、喫煙以外の用途で使用するものを設置することは認められないこと。

ウ 喫煙専用室の扉・給気口（ガラリ）

喫煙中の喫煙専用室の扉の状態として、扉を常時開放しておく方法と、扉を閉鎖して人が出入りする時のみ開放する方法があること。両手法についての留意すべき事項は以下のとおりであること。

なお、いずれの手法についても、喫煙専用室内の空気を屋外に排気する装置（以下「屋外排気装置」という。）等の機器を稼働させた状態において、扉を開放した際の開口面において喫煙専用室内に向かう気流 0.2メートル毎秒以上が確保されていることが必要であること。

(ア) 喫煙中、常時扉を開放して使用する手法

出入口においてたばこの煙を防ぐ物理的な障壁がなく、気流でたばこの煙の漏れを防止しているため、空気調和設備の稼働時の空気の流れの変化に特に注意する必要があること。

(イ) 喫煙中は扉を閉鎖して使用し、人が出入りする時のみ扉を開放する手法

喫煙専用室内への十分な給気を確保できるだけの給気口（ガラリ）を扉や扉の開放時に遮られる側壁等に設置すること。

開閉時に空気が乱れにくいため、スライド式の扉を設置するとより効果的であること。

エ 出入口におけるのれん等の設置

喫煙専用室の出入口にのれん等を設置し、開口面積を狭めると、より少ない換気量で一定以上の気流を確保することができること。

オ エアカーテンの活用

喫煙専用室の扉を開放して使用する場合等は、出入口にエアカーテン（天井等に取り付けたユニットから床に向かって空気を吹き出し、冷暖房、煙、埃等の遮断を目的とした送風機器をいう。）を設置してたばこの煙の漏えいを防止する対策も考えられること。なお、たばこの煙が室外に流出しないよう、風向きや風量を適切に調節する必要があること。

カ 空気調和設備

空気調和設備を使用する場合は、吹出し口の近傍に遮蔽板を設置するなど、空気調和設備から吹き出した空気が喫煙専用室の出入口における気流に影響を与えないよう十分配慮すること。

キ 屋外排気

(ア) 屋外排気装置

屋外排気装置の例として、換気扇、天井扇、ラインファン、遠心ファン等があること。

(イ) 喫煙専用室の形と屋外排気装置等の配置

同じ床面積であれば喫煙専用室の形は長方形とし、出入口と屋外排気装置は相対する短辺側に設けると、喫煙専用室内の効率的な換気が可能となること。

屋外排気装置で排気したたばこの煙が人の往来が多い区域や他の建物の開口部に流入しないよう、排気する場所も含めて喫煙専用室の設置場所は配慮することが望ましいこと。

(ウ) 技術的基準に関する経過措置

- ① 施行時点で既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって、喫煙専用室の屋外排気が困難な場合にあっては、たばこの煙の流出を防止するための技術的基準（別紙1の2の(1)のア）に一定の経過措置が設けられていること。この場合、次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置すること。

- ・扉を開放した状態の開口面において喫煙専用室内に向かう気流0.2メートル毎秒以上が確保されていること。
- ・総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。
- ・当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊

粉じんの量が 0.015mg/m³以下であること。

- ② 当該喫煙ブースから排出された気体が室外（第二種施設等の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されるものであること。

ク 機器のメンテナンス

屋外排気装置については、経年使用により性能が低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、おおむね1年に1回程度の適切な頻度でメンテナンスを行うことが望ましいこと。

また、脱煙装置については、フィルターの詰まりなどにより、集じん効率等の性能が急激に低下するため、喫煙頻度等の使用実態も鑑みて、おおむね3ヶ月に1回程度の適切な頻度で性能評価とメンテナンスを行うことが望ましいこと。

ケ 喫煙専用室の利用人数・面積

一般的に、一定時間内の喫煙可能な本数は時間当たりの屋外排気量に依存するため、喫煙専用室における屋外排気量から、同時に喫煙可能な人数の目安を設定すること。

(3) 喫煙専用室の使用方法的周知

次に掲げる事項を利用者に周知することが効果的であること。

- ア 喫煙専用室内にたばこの煙が拡散するとたばこの煙の排出効率が悪くなるため、可能な限り屋外排気装置の近くで喫煙すること。
- イ 同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。
- ウ 喫煙専用室からの入退出時はたばこの煙が漏えいしやすいため、可能な限りゆっくり入退出すること。
- エ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。
- オ 喫煙専用室の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

2 指定たばこ専用喫煙室

1を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「指定たばこ専用喫煙室」と、「たばこ」とあるのは「指定たばこ」と読み替えること。ただし、1の(2)のイについては喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められること。

3 屋外喫煙所

屋外喫煙所については、屋根のみの構造や、屋根と一部の囲いのみの構造等の「開放系」と、屋根と壁で完全に囲われ、屋外排気装置等で喫煙所内の環境が管理されている「閉鎖系」に大別されること。なお、第一種施設に設置する場合は、いずれの場合も特定屋外喫煙場所の技術的基準を満たすこと。

(1) 屋外喫煙所の設置場所

- ア 事業場の建物の出入口や給気口、人の往来区域等からの距離
- (ア) 開放系の場合

建物の出入口や窓、吸気口（以下「建物出入口等」という。）、人の往来が多い区域（例：通路や非喫煙者も使う休憩場所）から可能な限り離して設置すると効果的であること。

また、建物の構造等により、比較的風向きが安定している場所があれば、当該場所のうち直近の建物出入口等から見て風下側へ設置すること。

(イ) 閉鎖系の場合

屋外喫煙所の排気口から排出された空気や、屋外喫煙所の出入口からのたばこの煙の漏えいを避けられる場所に設置すること。

イ 通気環境

通気が悪い場所に設置する場合には、たばこの煙の滞留に注意すること。

開放系については、建物の軒下や壁際に設置する場合には、屋根や壁をつたって建物内にたばこの煙が流入する可能性を十分に考慮するとともに、建物出入口等の付近に設置する場合には、たばこの煙の建物出入口等から建物内への流入に注意すること。

(2) 屋外喫煙所の施設構造

ア 外部からの視認性

屋外喫煙所内部の状況が外部から見える構造にすると、火災予防対策や労務管理が容易となる効果があること。

イ 天井（屋根）、壁の構造及び屋外排気装置

たばこの煙を速やかに屋外喫煙所の外に排出するためには、たばこの煙が内部に滞留せず、また天井に沿って水平方向に拡散しないようにすることが効果的であること。

ウ 喫煙専用室の考え方の準用（閉鎖系）

閉鎖系の屋外喫煙所の施設構造は、喫煙専用室と類似しているため、1の(2)のア、キの(ア)及び(イ)、ク並びにケに係る記載の内容を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「屋外喫煙所」と、「屋内側に面した壁」とあるのは「屋外喫煙所の壁」と読み替えること。

(3) 屋外喫煙所の使用方法の周知

屋外喫煙所を効果的に使用するため、以下の事項を利用者へ周知すること。

ア 同時に喫煙可能な人数の目安を遵守すること。

イ 喫煙終了後は速やかにたばこの火を消すこと。

ウ 屋外喫煙所の清掃中やメンテナンス中は喫煙しないこと。

4 喫煙目的施設

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を設置する場合は1を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「喫煙目的室」

と読み替えること。ただし、1の(2)のイについては、喫煙を主たる目的とするバー、スナック等及び店内で喫煙可能なたばこ販売店にあっては、喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められること。

5 既存特定飲食提供施設

(1) 喫煙可能室

たばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合した室を設置する場合は1を準用すること。この場合、「喫煙専用室」とあるのは「喫煙可能室」と読み替えること。ただし、1の(2)のイについては喫煙以外の用途で使用するものを設置することが認められること。

(2) 喫煙専用室及び屋外喫煙所

1及び3を準用すること。

6 その他共通する事項

喫煙専用室等の出入口及び喫煙専用室等を設置する第二種施設等の主たる出入口の見やすい箇所に標識を掲示する際、以下の事項についても表示することが効果的であること。

(1) 同時に喫煙可能な人数の目安

(2) 適切な使用方法

別記事業者団体の長 宛て

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」の策定について

標記については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条の2等により対策を進めているところですが、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）が昨年7月25日に公布され、本年1月24日より順次施行されているところです。

今般、これらの施行を踏まえ、改正後の健康増進法（平成14年法律第103号）及び労働安全衛生法第68条の2と相まって、健康増進法に規定された事項を含め、事業者が実施すべき事項を一体的に示すことで、事業者における受動喫煙防止対策の一層の推進を図るため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を別添のとおり策定いたしました。

貴団体におかれては、本ガイドラインの趣旨を御理解の上、貴団体会員に対し周知徹底を図るとともに、受動喫煙防止につきまして、一層の推進を図られますようお願い申し上げます。

なお、本通達をもって、平成27年5月15日付け基安発0515第1号「労働安全衛生法の一部を改正する法律に基づく職場の受動喫煙防止対策の実施について」は廃止いたします。

JAM

板硝子協会

一般社団法人海外建設協会
 一般社団法人カメラ映像機器工業会
 一般社団法人建設産業専門団体連合会
 一般社団法人合板仮設材安全技術協会
 一般社団法人情報サービス産業協会
 一般社団法人新日本スーパーマーケット協会
 一般社団法人全国LPガス協会
 一般社団法人全国乗用自動車連合会
 一般社団法人全国信用金庫協会
 一般社団法人全国信用組合中央会
 一般社団法人全国森林土木建設業協会
 一般社団法人全日本シティホテル連盟
 一般社団法人送電線建設技術研究会
 一般社団法人第二地方銀行協会
 一般社団法人電気通信事業者協会
 一般社団法人電子情報技術産業協会
 一般社団法人東京ガラス外装クリーニング協会
 一般社団法人日本映画製作者連盟
 一般社団法人日本映像ソフト協会
 一般社団法人日本空調衛生工事業協会
 一般社団法人日本くん蒸技術協会
 一般社団法人日本経済団体連合会
 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
 一般社団法人日本建設機械工業会
 一般社団法人日本建設機械施工協会
 一般社団法人日本ゴム工業会
 一般社団法人日本ゴルフ場経営者協会
 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
 一般社団法人日本自動車販売協会連合会
 一般社団法人日本植物油協会
 一般社団法人日本総合病院精神医学会
 一般社団法人日本倉庫協会
 一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会
 一般社団法人日本造船工業会
 一般社団法人日本電気協会
 一般社団法人日本電機工業会
 一般社団法人日本ビルディング協会連合会
 一般社団法人日本不動産協会

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会
 一般社団法人日本溶接協会
 一般社団法人日本旅館協会
 一般社団法人日本旅行業協会
 一般社団法人日本林業協会
 一般社団法人日本ロボット工業会
 一般社団法人林業機械化協会
 一般社団法人全国建設産業団体連合会
 一般社団法人日本食肉加工協会
 オール日本スーパーマーケット協会
 化成品工業協会
 クロロカーボン衛生協会
 健康保険組合連合会
 建設業労働災害防止協会
 公益財団法人産業医学振興財団
 公益社団法人全国解体工事業団体連合会
 公益社団法人全国産業廃棄物連合会
 公益社団法人全国自治体病院協議会
 公益社団法人全国通運協会
 公益社団法人全国都市清掃会議
 公益社団法人全国有料老人ホーム協会
 公益社団法人全国老人福祉施設協議会
 公益社団法人全日本トラック協会
 公益社団法人鉄道貨物協会
 公益社団法人日本新聞販売協会
 公益社団法人日本精神神経科診療所協会
 公益社団法人日本認知症グループホーム協会
 公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
 公益社団法人日本精神神経学会
 公益社団法人リース事業協会
 公益社団法人日本精神保健福祉士協会
 公益社団法人日本給食サービス協会
 港湾貨物運送事業労働災害防止協会
 国立精神医療施設長協議会
 写真感光材料工業会
 精神医学講座担当者会議
 精糖工業会
 船員災害防止協会
 せんい強化セメント板協会
 全国仮設安全事業協同組合

全国商工会連合会	一般社団法人 JATI 協会
全国石油商業組合連合会	一般社団法人セメント協会
全国セメント労働組合連合会	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
全国タイヤ商工協同組合連合会	一般社団法人プレストレスト・コンクリート建設業協会
全国農業協同組合中央会	一般社団法人仮設工業会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	一般社団法人軽金属製品協会
全日本運輸産業労働組合連合会	一般社団法人住宅生産団体連合会
全日本家具商組合連合会	一般社団法人情報通信エンジニアリング協会
全日本森林林業木材関連産業労働組合連合会	一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会
中央労働災害防止協会	一般社団法人信託協会
電気事業連合会	一般社団法人新金属協会
独立行政法人労働安全衛生総合研究所	一般社団法人生命保険協会
日本LPガス協会	一般社団法人全国クレーン建設業協会
日本火薬工業会	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会
日本機械輸出組合	一般社団法人全国介護事業者協議会
日本光学工業協会	一般社団法人全国銀行協会
日本鋳業協会	一般社団法人全国警備業協会
日本酸化チタン工業会	一般社団法人全国建設業協会
日本スーパーマーケット協会	一般社団法人全国建設業労災互助会
日本製薬工業協会	一般社団法人全国建設専門工事業団体連合会
日本石鹼洗剤工業会	一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会
日本船舶輸出組合	一般社団法人全国石油協会
日本鑄鍛鋼会	一般社団法人全国測量設計業協会連合会
日本肥料アンモニア協会	一般社団法人全国地方銀行協会
日本フェロアロイ協会	一般社団法人全国中小建設業協会
日本プラスチック工業連盟	一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
日本無機薬品協会	一般社団法人全国特定施設事業者協議会
ビール酒造組合	一般社団法人全国木材組合連合会
保健医療福祉労働組合協議会	一般社団法人全国労働保険事務組合連合会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人大阪外食産業協会
硫酸協会	一般社団法人大日本水産会
林業・木材製造業労働災害防止協会	一般社団法人電気通信協会
ロックウール工業会	一般社団法人日本 DIY 協会
一般財団法人建設業振興基金	一般社団法人日本アルミニウム協会
一般財団法人港湾労働安定協会	一般社団法人日本アルミニウム合金協会
一般財団法人食品産業センター	一般社団法人日本ガス協会
一般財団法人石炭エネルギーセンター	一般社団法人日本クレーン協会
一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会	一般社団法人日本ゴルフ場事業協会
一般財団法人日本陶業連盟	一般社団法人日本ショッピングセンター協会
一般社団法人 日本自動車車体工業会	一般社団法人日本パン工業会

- 一般社団法人日本プラント協会
- 一般社団法人日本ベアリング工業会
- 一般社団法人日本ボイラ協会
- 一般社団法人日本ボイラ整備据付協会
- 一般社団法人日本医療法人協会
- 一般社団法人日本印刷産業機械工業会
- 一般社団法人日本印刷産業連合会
- 一般社団法人日本衛生材料工業連合会
- 一般社団法人日本化学工業協会
- 一般社団法人日本化学品輸出入協会
- 一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
- 一般社団法人日本機械工業連合会
- 一般社団法人日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会
- 一般社団法人日本橋梁建設協会
- 一般社団法人日本金属プレス工業協会
- 一般社団法人日本空調衛生工事業協会
- 一般社団法人日本型枠工事業協会
- 一般社団法人日本建設業経営協会
- 一般社団法人日本建設業連合会
- 一般社団法人日本建設躯体工事業団体連合会
- 一般社団法人日本原子力産業協会
- 一般社団法人日本工作機械工業会
- 一般社団法人日本港運協会
- 一般社団法人日本港湾福利厚生協会
- 一般社団法人日本左官業組合連合会
- 一般社団法人日本砂利協会
- 一般社団法人日本碎石協会
- 一般社団法人日本在外企業協会
- 一般社団法人日本在宅介護協会
- 一般社団法人日本産業・医療ガス協会
- 一般社団法人日本産業カウンセラー協会
- 一般社団法人日本産業機械工業会
- 一般社団法人日本自動車会議所
- 一般社団法人日本自動車機械器具工業会
- 一般社団法人日本自動車工業会
- 一般社団法人日本自動車部品工業会
- 一般社団法人日本照明工業会
- 一般社団法人日本食品機械工業会
- 一般社団法人日本伸銅協会
- 一般社団法人日本新聞協会
- 一般社団法人日本人材派遣協会
- 一般社団法人日本厨房工業会
- 一般社団法人日本染色協会
- 一般社団法人日本繊維状物質研究協会
- 一般社団法人日本船主協会
- 一般社団法人日本惣菜協会
- 一般社団法人日本造園建設業協会
- 一般社団法人日本造園組合連合会
- 一般社団法人日本造船工業会
- 一般社団法人日本損害保険協会
- 一般社団法人日本鍛圧機械工業会
- 一般社団法人日本鍛造協会
- 一般社団法人日本中小型造船工業会
- 一般社団法人日本鑄造協会
- 一般社団法人日本鉄鋼連盟
- 一般社団法人日本鉄道車輛工業会
- 一般社団法人日本電子回路工業会
- 一般社団法人日本電設工業協会
- 一般社団法人日本電線工業会
- 一般社団法人日本塗装工業会
- 一般社団法人日本動力協会
- 一般社団法人日本道路建設業協会
- 一般社団法人日本鳶工業連合会
- 一般社団法人日本乳業協会
- 一般社団法人日本皮革産業連合会
- 一般社団法人日本病院会
- 一般社団法人日本弁当サービス協会
- 一般社団法人日本芳香族工業会
- 一般社団法人日本埋立浚渫協会
- 一般社団法人日本民営鉄道協会
- 一般社団法人日本民間放送連盟
- 一般社団法人日本毛皮協会
- 一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
- 印刷インキ工業連合会
- 塩ビ工業・環境協会
- 化成品工業協会
- 学校法人産業医科大学
- 関西化学工業協会
- 協同組合日本製パン製菓機械工業会
- 公益財団法人 21 世紀職業財団

公益財団法人あしたの日本を創る協会	全国基礎工業協同組合連合会
公益財団法人安全衛生技術試験協会	全国漁業協同組合連合会
公益財団法人建設業福祉共済団	全国健康保険協会
公益財団法人産業医学振興財団	全国建設業協同組合連合会
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会	全国建設労働組合総連合
公益財団法人日本消防協会	全国交通運輸労働組合総連合
公益社団法人日本専門新聞協会	全国児童養護施設協議会
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会	全国社会就労センター協議会
公益社団法人産業安全技術協会	全国社会保険労務士会連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会	全国森林組合連合会
公益社団法人全国火薬類保安協会	全国身体障害者施設協議会
公益社団法人全国都市清掃会議	全国水産加工業協同組合連合会
公益社団法人全国労働衛生団体連合会	全国生コンクリート工業組合連合会
公益社団法人全国老人保健施設協会	全国製麺協同組合連合会
公益社団法人全日本病院協会	全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟
公益社団法人東京医薬品工業協会	全国素材生産業協同組合連合会
公益社団法人日本べんとう振興協会	全国造船安全衛生対策推進本部
公益社団法人日本医師会	全国段ボール工業組合連合会
公益社団法人日本看護協会	全国地区通運協会
公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会	全国中小企業団体中央会
公益社団法人日本作業環境測定協会	全国電力関連産業労働組合総連合
公益社団法人日本産業衛生学会	全国鍍金工業組合連合会
公益社団法人日本歯科医師会	全国乳児福祉協議会
公益社団法人日本精神科病院協会	全国農業協同組合連合会
公益社団法人日本洗淨技能開発協会	全国保育協議会
公益社団法人有機合成化学協会	全国母子生活支援施設協議会
社会福祉法人全国社会福祉協議会	全国法律関連労組連絡協議会
情報産業労働組合連合会	全国労働組合総連合
政府関係法人連絡協議会	全国労働組合連絡協議会
製粉協会	全日本パン協同組合連合会
石灰石鉱業協会	全日本菓子工業協同組合連合会
石油化学工業協会	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会
石油鉱業連盟	全日本紙製品工業組合
石油連盟	全日本自動車産業労働組合総連合会
全国ガス労働組合連合会	全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
全国ホームヘルパー協議会	全日本爬虫類皮革産業協同組合
全国飴菓子工業協同組合	電機・電子・情報通信産業経営者連盟
全国菓子工業組合連合会	電気事業連合会
全国蒲鉾水産加工業協同組合連合会	電線工業経営者連盟
全国管工事業協同組合連合会	東京商工会議所

特例社団法人プレハブ建築協会
特例社団法人日本建設大工工事業協会
独立行政法人労働者健康福祉機構
奈良県毛皮革協同組合連合会
日本アスベスト調査診断協会
日本ソーダ工業会
日本チェーンストア協会
日本化学エネルギー産業労働組合連合会
日本化学繊維協会
日本化粧品工業連合会
日本基幹産業労働組合連合会
日本鋳業協会
日本産業洗淨協議会
日本商工会議所
日本小売業協会
日本証券業協会
日本醤油協会
日本食品関連産業労働組合総連合会
日本生活協同組合連合会
日本製紙連合会
日本製薬団体連合会
日本繊維染色連合会
日本肥料アンモニア協会
日本百貨店協会
日本紡績協会
日本麻紡績協会
日本郵政グループ労働組合
日本溶剤リサイクル工業会
日本羊毛紡績会
日本労働組合総連合会

(電子メール施行)
教体 1 0 0 8 号
平成 3 1 年 4 月 3 日

各 県 立 学 校 長 様

体 育 保 健 課 長

「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について

このことについて、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長から別添写しのとおり通知がありました。

改正法では、学校を含む第一種施設に特定屋外喫煙場所を設置できるとされていますが、第一種施設は、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者（子どもなど20歳未満の者、患者等）が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、改正法は受動喫煙対策を一層推進する趣旨のものです。

なお、兵庫県では、「受動喫煙の防止等に関する条例」において、学校は「敷地の周囲においても喫煙をしてはならないものとする」とされており、屋外喫煙場所の設置を認めないため、法律より厳しい規制が義務づけられています。

については、今後も改正法の趣旨を踏まえつつ、県の条例に基づいた学校における受動喫煙対策が一層図られるようお願いします。

本件連絡先
兵庫県教育委員会事務局
体育保健課 保健安全・食育班（担当：栗山）
電話 078-362-3789 ファックス 078-362-3959
E-mail Naoko_Kuriyama@pref.hyogo.lg.jp

教総第1538号
教教人第2220号
令和5年3月30日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

職員の勤務時間中の禁煙並びに学校敷地内及び敷地周囲の全面禁煙
について（周知）

健康増進法、受動喫煙の防止等に関する条例及び条例施行規則の改正により、20歳未満の者等が利用する幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等においては、令和元年7月1日から敷地内、建物内及び敷地の周囲において禁煙を実施しているところです。

このたび、別添のとおり、総務部職員局長から、標記のことについて、通知がありました。つきましては、県立学校においても、改めて職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るため、令和5年4月1日から勤務時間中(休憩時間を除く)は禁煙としますので、所属職員に周知願います。



職第1261号
令和5年3月17日

各 部 長
会 計 管 理 者
各 県 民 局 ・ 県 民 セ ン タ ー 長
公 営 企 業 管 理 者
病 院 事 業 管 理 者
議 会 事 務 局 長
各 行 政 委 員 会 事 務 局 長

様

総務部職員局長

職員の勤務時間中の禁煙及び県庁舎敷地内全面禁煙について（周知）

健康増進法、受動喫煙の防止等に関する条例及び条例施行規則の改正により、県庁舎においては、令和元年7月1日から特定屋外喫煙場所を除き、敷地内・建物内禁煙を実施しているところです。

このたび、改めて職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るため、令和5年4月1日から勤務時間中(休憩時間を除く)は禁煙とします。

これに伴い、令和5年4月1日から喫煙場所を段階的に集約することとし、世界禁煙デーに合わせて、令和5年5月31日から県庁舎の特定屋外喫煙場所を廃止のうえ、敷地内を全面禁煙(来庁者用含む)としますので、貴部局内所属職員へ周知徹底していただくようお願いします。

併せて、共済保健事業による禁煙外来助成事業について広く周知いただくとともに、各部等管理の県庁舎についても、今回の方針に基づき適切に対応していただくようお願いします。

【問い合わせ先】

総務部職員局職員課管理班（福利厚生担当）

直通：078-362-3121 内線：2585

総務部職員局管財課管理班（庁舎担当）

直通：078-362-3110 内線：2546

総務部職員局人事課人事班（考査担当）

直通：078-362-3090 内線：2402

教総第1538号の3
教教人第2220号の3
令和5年3月30日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

職員の勤務時間中の禁煙並びに学校敷地内及び敷地周囲の全面禁煙
について（周知）

このことについて、別添のとおり、県立学校長あて周知しましたので、お知らせします。

各市町教育委員会におかれましても、改めて職員等の健康保持増進及び受動喫煙防止を図るようお願いします。

<若年層(10代)への啓蒙>

受動喫煙の防止・・・喫煙者がゼロになれば自動的に解決する問題
 = 喫煙者の新規参入を防ぐことがもつとも効果的
 = 20歳未満へのアプローチが有効

但し、若年層には、(将来の)健康被害と言われてもピンと来ない
 cf 兵庫県の若年層PR動画(恋愛と健康、その結末・・・)

それよりは、喫煙が人生をハードモードにするという視点でデータ提示する

若年層の悩み

- 1位 進路(就職・進学)
- 2位 勉強
- 3位 容姿・体型
- 4位 恋愛



- ① 恋愛
- ② 結婚
- ③ 就職
- ④ 所得

の観点から、喫煙することの影響をデータで示す

2025/2/5

FUJIWARA Tadato <http://kobepartners.net>

1

① 恋愛・・・喫煙者は恋愛対象にならないが過半数(男女とも)
 (結婚相談所フィオーレ調べ 2023年)

② 結婚・・・男女とも非喫煙者は約8割が結婚相手は「絶対、タバコを吸わない人がよい」または「できれば、タバコを吸わない人がよい」
 (国立研究開発法人 国立がん研究センター
 「家族のたばこについて国民意識アンケート調査」 2019年)

cf 20代の喫煙率(2022年) 男性19.0% 女性4.8%

③ 就職・・・喫煙しないことを採用条件とする職場あり

④ 所得・・・男女とも所得が低いほど喫煙率が高い
 (厚生労働省 令和4年国民健康・栄養調査)

喫煙することで社会的なチャンスを奪われる風潮
 (ex パリオリンピック体操選手)

2025/2/5

FUJIWARA Tadato <http://kobepartners.net>

2

<改正健康増進法(2020年4月施行)の問題点>

…附帯決議により施行後5年をめぐりに実施状況をとりとまとめ
=2025年4月 問題点を把握する必要性あり

① 「立法権」の取り扱い

改正健康増進法では「国及び地方公共団体の行政機関の庁舎」は敷地内禁煙
しかし、立法権である国会、議員会館内の喫煙所あり。

地方議会も喫煙所があるところあり。

cf 司法権 = 裁判所はすべて敷地内禁煙

→ およそ国及び地方公共団体の機関の庁舎は同様の規制にするべき

② 加熱式タバコの取り扱いは紙巻きタバコと別のままでよいか

「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの」として、紙巻きタバコとは別取扱い(兵庫県条例は同様の規制)。

加熱式タバコの他者加害のエビデンスが積み重ねられているところ、「他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばこ」の要件に該当するかは果たして疑問。

③ 「喫煙専用室」の拡大解釈

「専ら喫煙をすることができる場所」であることが徹底されるべき。

例：高級ホテルの「喫煙専用室」は美術品の鑑賞場所とされている。

④ 「特定屋外喫煙場所」の要件について

第一種施設(行政機関など)の屋外に喫煙場所は設置可能であるが、近隣への受動喫煙防止が徹底されていない。→ 設置基準が厳格化されるべき。

⑤ 「喫煙目的施設」の拡大解釈

「喫煙目的施設」・「喫煙をする場所を提供することを主たる目的とする施設」として「喫煙を主目的とするバー、スナック等」が想定されていたはずが、居酒屋などがこれに該当すると主張し、**事実上の脱法状態**になっている。

- タバコの販売許可という設置要件を厳格運用するべき
- 「通常主食と認められる食事を主として提供するものを除く」という要件を厳格運用するべき(居酒屋は不可)
- 届出義務を設けるべき(喫煙可能店と同様に)

⑥ 罰則規定のありかた

命令前置ではなく、直罰式にするべきではないか？

⑦ 健康増進法違反の通報窓口の明確化

⑧ 集合住宅における受動喫煙対策

現在は「人の居住の用に供する場所」は、喫煙の規制対象外。
ただ、「人の居住の用に供する場所」において近隣より発生した受動喫煙被害への対策は検討されるべき。

例：何人も、人の居住の用に供する区域の周囲（自己の居住の用に供する区域を含む。）において喫煙をすることにより望まない受動喫煙を生じさせないようにしなければならない。

- 東京都子どもを受動喫煙から守る条例
- バランダの喫煙を不法行為とした裁判例(名古屋地裁H24/12/13判決)

2025年1月14日

第4次兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会

委員長

佐藤幸人様

住宅での受動喫煙被害を考える会・兵庫

代表 阿部まゆみ

<https://tobacco-higai.com/>

第4次兵庫県受動喫煙防止対策検討委員会に関する要望

前略 私どもは、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（FCTC）ならびに健康増進法、兵庫県受動喫煙の防止等に関する条例が掲げる「受動喫煙からの保護（受動喫煙の防止）」を、住宅においても実現するために設立した団体です。

公共施設や飲食店などでの受動喫煙対策に比べて、住宅での受動喫煙対策は遅れに遅れています。最も安全でくつろげるはずの自宅にしながら、近隣の喫煙により乳幼児からお年寄りまでもがたまねく、かつ継続的に受動喫煙被害を受け、苦痛を強いられています。関係性の悪化を恐れて被害を我慢し続けているケース、度重なる被害によって健康を損ね、高い代償を払って転居を余儀なくされるケースも少なくありません。第1回の貴委員会でも、事務局ならびに複数の委員の方々から、この問題を指摘する発言がありました。第2回県民モニターアンケート「受動喫煙対策について」の調査でも、複数回答ながら35.0%が「集合住宅のベランダや個人住宅の庭など屋外私的空間での受動喫煙対策強化」を県に期待していることが明らかになっています。県条例第19条第1項で、20歳未満の者及び妊婦と同室する住宅での居室内での喫煙を禁じている兵庫県は、全国的に見て大変に先進的ですが、一方でこの条項によりベランダや庭での喫煙が助長され、周辺に受動喫煙被害をもたらしている可能性も否めません。

つきましては、現在の県条例の先進性をいっそう強化し、全ての人が住宅で受動喫煙被害を受けることのないよう、2回目以降の貴委員会で、この問題についてご検討いただきますよう要望いたします。公共の健康福祉のため、まずはこの問題を委員の皆様でご共有いただき、下記の、条例改正の検討や、行政が問題に介入できる仕組みづくりの構築を議論していただけることを切に願っております。 草々

記

【要望の趣旨】

1. 県条例の先進性をいっそう強化し、私的空間の喫煙であっても受動喫煙をさせることのないよう、条例改正の検討を要望します。
2. 事業所や飲食店の受動喫煙対策については行政の介入が可能になりましたが、住宅での受動喫煙は被害の相談窓口すらありません。行政が介入できる仕組みづくり、及びその条例改正の検討を要望します。
3. 貴県の受動喫煙対策を実現するために、公営禁煙住宅の建設及び既存の公営住宅の禁煙化を要望します。

以上